

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

この章のポイント

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者に供給する必要がある。

ここでは、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫・地域内輸送拠点、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区内でも多くの避難者が見込まれており、避難者（一定数の避難所外避難者を含む。）に供給する物資を品目、量ともに確保する必要がある。
- 水道施設が被害を受ければ断水が発生し、飲み水が不足するばかりでなく日常生活や衛生環境にまで影響が生じる。
- 備蓄倉庫や地域内輸送拠点において物資を円滑に荷さばきできる機能や体制とともに、物資輸送を的確に行うことのできる体制の構築が必要である。

2 現在の到達状況

（1）食料・生活必需品・飲料水等の確保

- 区と都を合わせて、3日分の食料等の確保はもとより、要配慮者対策物資の備蓄を行うほか、断水に備え、飲料水の備蓄と仮設給水栓や災害用井戸の整備を行っている。
- 3日分の備蓄を補完するために、関係団体等と応急物資の優先供給等に関する協定を締結している。

（2）備蓄倉庫及び物資拠点の整備

- 現在、区内に28箇所の防災備蓄倉庫を整備しているほか、発災時に指定避難所となるすべての小・中学校等に備蓄倉庫を設置している。
- 都は、区内に白鬚東防災備蓄倉庫のほか3箇所の備蓄倉庫（都の寄託物資を含む。）を設置している。

（3）輸送体制の整備

- 物流業者との協定締結等による輸送手段の確保、輸送体制の構築を行うほか、水上輸送が可能な船着場を整備している。

3 対策の方向性

（1）食料・生活必需品・飲料水・燃料等の確保

- 区は、都と連携して備蓄するなど、発災後3日分の食料・生活必需品等を引き続き確保するとともに、関係団体等との更なる連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充に努める。
- 必要物資の調達に当たっては、数量の精査だけではなく、要配慮者のニーズを適切に把握する必要がある、特に食料確保に当たっては、アレルギー等の食事制限について十分に配慮した食支援が必要になるため、区は専門家を活用した地域の支援ネットワークの構築に努める。
- 都は、区及び住民防災組織等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行うとともに、区と連携して消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水をはじめとする多様な飲料水確保対策を実施する。
- 区は学校プールや防災貯水槽、災害用井戸の活用など、生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。
- 燃料供給に係る実効性のある体制の構築に努める。

（2）備蓄倉庫及び物資拠点の整備

- 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。
- 物流事業者等と連携した防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫、地域内輸送拠点における効率的な物資運搬体制を構築するとともに、倉庫事業者等と連携し、集まった支援物資を保管する場所を確保する。

（3）輸送体制の整備

- 災害応急対策活動を実施するため、輸送手段として必要とする車両・舟艇等の調達配分の計画及び各機関へのあっせん又は供給等による協力活動を行う。
- 発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努めるほか、船着場を活用した舟による水上輸送により道路交通網の麻痺に備える。

4 具体的な取組

地震前の 行動

（予防対策）

食料・生活必需品・ 飲料水・燃料等の確保

- 食料及び生活必需品等の計画的な備蓄
- 備蓄物資の整備点検と適正な管理
- 備蓄物資の増強や品目の見直し
- 応急物資の供給協定締結の推進
- 多様な応急給水への取組の実施
- 飲料水や生活用水確保のための普及啓発
- 飲料水や生活用水確保のための協力体制の確立
- 燃料のストック状況・連絡・燃料の搬送等の体制の構築
- 実践的な訓練による実効性の確保

備蓄倉庫及び 物資拠点の整備

- 備蓄倉庫の確保及び管理
- 食料・生活必需品等の輸送及び配分方法の決定
- 地域内輸送拠点の選定
- 分散備蓄の場所の確保

輸送体制の整備、 輸送車両等の確保

- 物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立
- 車両等の調達のための協定の締結

地震直後 の行動

（応急対策）
発災後
72 時間
以内

食料・生活必需品・ 飲料水・燃料等の供給

- 被災者への食料、生活必需品及び飲料水等の供給
- 適正な配布方法の確立
- 計画的な物資の調達
- 飲料水の確保のための応急給水活動の実施
- 多様な手段による飲料水や生活用水の確保
- 協定による燃料等の石油類の調達
- 災害応急対策に従事する車両等の優先給油の検討

義援物資の取扱い

- 義援物資の要否の検討・決定受付・問合せ等の広報
- 義援物資等の受付、配分及び保管
- ボランティア等の協力による分別体制の構築

緊急輸送対策

- 車両等の調達及び配車のあっせんの要請
- 車両等の配車計画の策定と緊急通行車両の確認
- 人員輸送・物資輸送の実施

地震後の 行動

（復旧対策）
発災後
1 週間
目途

食料・生活必需品・ 飲料水・燃料等の安定供給

- 多様な避難者ニーズの把握
- 多様なニーズに対応した物資確保
- 炊き出しの実施
- 飲料水の消毒・消毒効果の確認による飲料水の安全確保
- 学校プール、災害用井戸等による生活用水の確保

物資の輸送

- 食料・生活必需品等の輸送・配分方法の決定
- 地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送

5 到達目標

- 都との連携による迅速な物資の確保と強固な調達体制の構築
- 応急対策物資の供給協定の推進
- 燃料確保体制の強化

- 防災備蓄倉庫の整備推進と分散備蓄の確立

- 船着場の整備や物流事業者との連携等による物資輸送体制の強化

第9章
帰宅困難者対策

第10章
避難者対策

第11章
物流・備蓄・輸送対策の推進

第12章
放射性物質対策

第13章
住民の生活の早期再建

● 予防対策

第1節 食料及び生活必需品等の確保

[区]

1 食料及び生活必需品等の確保

区は、物流機能が被害を受けた場合でも、被災者の生活を維持するため、クラッカー、アルファ米などの食料、調整粉乳のほか、毛布、敷物、携帯トイレ・簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄する。

- (1) 区は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- (2) 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。
- (3) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- (4) 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- (5) 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- (6) 食料の備蓄、輸送、供給等に当たっては、要配慮者等への配慮を含めて管理栄養士・栄養士等の活用を図る。

2 調達体制の強化

関係団体をはじめ、民間企業等と締結と応急物資の優先供給等に関する協定を締結するなど、体制強化に努めている。

- ※ V-09：防災備蓄倉庫所在地等（区）（別冊 P262 参照）
- ※ V-10：防災備蓄倉庫位置図（別冊 P263 参照）
- ※ V-11：東京都備蓄物資一覧（墨田区内倉庫分）（別冊 P264 参照）
- ※ V-12：墨田区備蓄物資一覧表（総括表）（別冊 P265 参照）
- ※ V-13：墨田区備蓄物資一覧表（防災備蓄倉庫別）（別冊 P267 参照）
- ※ V-14：墨田区備蓄物資一覧表（学校備蓄倉庫別）（別冊 P269 参照）
- ※ V-15：障害者用物資保管ケース内訳（別冊 P281 参照）
- ※ V-16：応急救護用品配備場所（別冊 P282 参照）
- ※ V-17：応急救護用品品目一覧（別冊 P283 参照）
- ※ 医療及び防疫資器材の備蓄状況：（震災編第8章「医療救護・保健等対策」参照）
- ※ V-20：区有貯水槽一覧表（別冊 P288 参照）
- ※ VIII-02：雨雪対応用資器材一覧表（別冊 P332 参照）
- ※ VIII-03：応急ポンプ（雨雪対応用）一覧表（別冊 P334 参照）

※ VIII-04：発動発電機（雨雪対応用）一覧表（別冊 P335 参照）

※ VIII-05：都市整備部保有自動車（別冊 P336 参照）

第 2 節 飲料水及び生活用水の確保

〔区、都水道局〕

災害時の断水に備えるため、あらかじめ飲料水・生活用水を備蓄しておくものとする。備蓄は、家庭や事業所内および行政等がそれぞれ発災後 3 日分の確保に努める。

区は、都と協力して、以下により飲料水及び生活用水を確保するとともに、受水槽、プール、防災貯水槽、災害用井戸等の施設を活用するなど、応急給水に万全を期する。

1 災害時給水ステーションにおける飲料水の確保

都水道局は、災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を進めてきた。区に関わる災害時給水ステーションは下記の 6 箇所である。

災害時給水ステーションでは、地震等で断水した場合に備え、水道水を飲み水として水槽内に確保しており、この水で応急給水を行う。

【応急給水が行われる災害時給水ステーション（給水拠点）】

名 称	所 在 地	水量 (m ³)
亀戸給水所※	江東区亀戸 2-6-50	20,000
南千住給水所※	荒川区南千住 8-2-6	33,300
文花公園応急給水槽	墨田区文花 1-27-5	1,500
両国公園（小規模応急給水槽）	墨田区両国 4-25-3	100
汐江東公園（小規模応急給水槽）※	葛飾区東四つ木 2-15	100
白鬚東地区防災拠点	墨田区堤通 2	2,700

※ 所在は墨田区外であるが、墨田区の飲料水給水計画に含まれる。

2 協定による飲料水の確保

区は、都との協定に基づく白鬚東地区防災拠点の住宅付帯貯水槽の他、民間施設との飲料水の供給協定を締結し、飲料水を確保する。

3 生活用水の確保

学校プールや防災貯水槽（区内 55 箇所、3,213 t）、災害用井戸等を生活用水として活用する。区設置貯水槽の設置場所には看板を設置している。

また、事業所及び家庭において、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努めるよう普及啓発する。

※ V-20：区有貯水槽一覧表（別冊 P288 参照）＜再掲＞

4 現有給水資器材

給水活動に活用できる資器材として現有するものは、次のとおりである。

（1）区

資 器 材	数 量	保 管 場 所
給水タンク（350ℓ）	10 台	スカイツリー防災備蓄倉庫
給水タンク（0.5t）	2 台	白鬚東防災備蓄倉庫
給水タンク（1t）	58 台	白鬚東・東向島・業平・スカイツリー防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫
飲料水容器（10ℓ）	31,000 枚	白鬚東・本所防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫
ポリタンク（20ℓ）	109 個	東向島防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫
給水袋	1,500 枚	文花公園
車載式給水架台セット（折りたたみ式1t用）	2 台	白鬚東防災備蓄倉庫
ろ過機（ろ過能力は毎時2500ℓ）	69 台	区施設等36台、区立小・中学校33台

※ V-21：ろ過機配備場所（別冊 P290 参照）

※ V-22：消火栓等を活用した応急給水等に係る資器材及び配備場所一覧（別冊 P291 参照）

（2）水道局墨田営業所

器 材	数 量	保 管 場 所	備 考（取水所）
給水タンク	（1m ³ ）6 個 （0.3m ³ ）2 個	墨田営業所 （墨田区千歳2-2-11）	亀戸給水所、文花公園応急給水槽、両国公園（小規模応急給水槽）

第3節 燃料の確保

〔区〕

区は、石油・灯油等の燃料の給油が優先的にできるよう、燃料供給業者と連絡体制、燃料供給方法等について協定を締結するなど、燃料確保に関する実効性のある体制の構築に努める。また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策についてもあらかじめ検討しておく。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊 P207）＜再掲＞

第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

〔区〕

1 備蓄倉庫の整備

都と区が分担して、備蓄品を保管するための備蓄倉庫を整備する。

都は、区内に白鬚東防災備蓄倉庫のほか3箇所の備蓄倉庫（都の寄託物資を含む。）を設置している。

区は、区防災備蓄倉庫（28 箇所）及び小・中学校等指定避難所（39 箇所）に、地域規模の備蓄倉庫を設置し、避難所やその近隣への物資供給ができるよう分散備蓄を行っている。

2 備蓄倉庫の整備点検

備蓄品をきちんと保管し、いつでも取り出せるよう、備蓄倉庫については、定期的点検のほか、盗難予防、防湿等に配慮した管理を以下のとおり行う。

- (1) 備蓄倉庫のエレベーター及びリフトは、年1回以上点検整備する。
- (2) 物資の防湿を図るため、備蓄倉庫の定期的な開放・換気に努めるとともに、消火器の配置、部外者の入室を禁ずる等の措置を取る。

3 地域内輸送拠点の整備

区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉局に報告する。なお、選定する地域内輸送拠点については、すみだ保健子育て総合センター(多目的ホール)とし、災害の状況によっては、他の公共施設等を補完施設として選定する。

4 新たな備蓄倉庫の確保

区の公共施設整備の際には防災備蓄倉庫の確保に努める。また、大規模民間施設の建設に併せて増設に努めるとともに、集合住宅等の整備の際には、居住者が備えるための備蓄倉庫の整備を要請する。

第5節 輸送体制の整備

[区]

発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努める。

第6節 輸送車両等の確保

[区]

区は、震災発生時に使用を予定している区有車両について、公安委員会へ緊急通行車両等事前届出^(*)を行い、物資輸送等に使用する。

しかし、災害時には、限られた区有車両では足りず、民間輸送会社等の協力による物資輸送が主力となる。このため、区は、輸送会社等と協定を締結して、車両と要員を確保するとともに、さらに不足するような場合は、都に応援又はあっせんを要請する。

(上記の他、緊急通行車両全般については、震災編第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」参照)

^(*) 災害時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止・制限されるが、優先して通行できる緊急通行車両の確認証明を事前にとっておくことで通行が可能となる。

● 応急対策

第1節 食料及び生活必需品等の供給

[区]

1 計画方針

- (1) 区は、震災時における被災者への食料及び生活必需品等の供給を行う。
- (2) 被災者に対する食料及び生活必需品等の供給は、区が開設する避難所等において災害救助法の定める基準に従って行う。
- (3) 備蓄物資（クラッカー、毛布、敷物等）として都福祉局が区に事前配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て区が輸送し被災者に供給する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への供給を優先して実施し、事後に報告するものとする。
- (4) 必要に応じて、国の物資調達・輸送調整等支援システムにより、都福祉局に備蓄物資の提供を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

2 食料の備蓄

- (1) 食料の供給の対象者数は、新たな被害想定のうち、都心南部直下地震 M7.3、夕方 18 時、風速 8 m/秒のケースにおける避難所外避難者数を含む 1 日後の避難者数約 80,600 人を基準とする。
- (2) 区は、都との役割分担に基づき、この約 80,600 人の 1 日目（3 食）分の食料を備蓄する。なお、2 日目以降分の食料については、都と連携して 3 日分を確保する。また、帰宅困難者対策として想定される約 61,000 人の 1 食分についても備蓄を行う。
- (3) 被災乳幼児（満 2 歳未満の者）に供給する調製粉乳については、約 1,300 人（区内 0 歳及び 1 歳児の半数×避難者人口割合）の 3 日分を区が備蓄している。4 日目以降分は、都が備蓄あるいは調達により供給する。
- (4) 道路啓開が本格化する 4 日目以降は、輸送が可能になると考えられるので、炊き出しによる供給を実施することとし、都福祉局に食料の調達を要請するものとする。

3 食料の配布（炊出実施及び食品配分方法）

(1) 給食の順位

罹災者に対する給食は、原則としてライスクッキー、クラッカー、アルファ米の順で行い、要配慮者等への対応にも留意する。

(2) 給食の範囲

罹災者に対する給食は、主として避難収容者を対象に実施するが、収容者以外で日常の食料を欠く罹災者に対しても実施する。

(3) 食料配分の方法

一時に多数の給食は困難と思われるので、要配慮者を優先する。なお、要配慮者への配分に当たっては、アレルギーや食事の流動食化といった食支援について十分配慮することとし、また、各避難所では、担当職員数が限られるため、罹災者の中から適当な人員の協力を得て実施する。したがって、罹災者自身の自律機構を確立し、

担当職員は主として公正な配分計画に留意し、実配分は罹災者自身が行うよう措置する。

(4) 食品供給簿

避難所ごとに責任者は、給食に関し、帳簿を備えておくものとする。

4 生活必需品の配布

(1) 供給する生活必需品の品目等の決定

ア 区本部長は、罹災者に供給する品目、数量等を災害の状況に応じて原則として災害救助法施行細則における限度額の範囲内でその都度定める。

イ 災害救助法適用後は、都本部長の指示を受け実施する。なお、通信途絶等により指示を受けるいとまのないときは、アにより決定し、罹災者に配布後、直ちに都本部長に報告する。

(2) 生活必需品の供給の範囲

生活必需品の供給は、主として避難所の罹災者を対象に実施するが、その他生活必需品困窮の罹災者に対しても状況により実施する。

(3) 生活必需品の配分

ア 災対救護部長は、交付対象者の把握に努めるとともに、物資の交付の方法、従事者の確保、その他必要な配分計画を策定するものとする。

イ 生活必需品の交付担当者は、アの配分計画に基づき、民間協力団体、罹災者、ボランティア等の協力を得て、罹災者に公平に交付する。

ウ 避難所収容の罹災者に対する生活必需品の交付は、避難者収容担当職員が、罹災者、ボランティア等の協力を得て実施する。

エ 調達した物資の交付、被害程度の大なるものを優先し、以下、順次行う。

オ 生活必需品の交付担当者は、罹災者に物資を交付したときは、罹災者から所定の受領書を徴するものとする。

※ VI-17：生活必需品等物資供給及び受領書（別冊 P310 参照）

カ 生活必需品交付担当責任者は、所定の物資受払いを記録しておくものとする。

※ VI-16：避難所物品受払簿（別冊 P309 参照）＜再掲＞

5 食料及び生活必需品等の調達

区は、被災者に対する食料及び生活必需品等の供給のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。調達計画には、食料及び生活必需品等の調達数量や調達先その他調達に必要な事項を定める。

また、災害救助法適用後、食料及び生活必需品等の供給の必要が生じたときは、状況により物資の調達を都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、現地調達する。

なお、生活必需品で調達を予定する標準品目は、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料とし、さらにニーズの多様性や要配慮者への配慮などに努める。

6 食料及び生活必需品等の輸送

機関名	内 容
区	災対物資輸送部は、災対総務部（総務隊）による調達車両（雇上げ）のほか、区所有車も活用し、区及び都の調達した食料及び生活必需品等を、避難所又は罹災地区の物資を必要とする者に緊急輸送を行うものとする。なお避難所への輸送は、災対救護部（収容隊）からの必要量の調査報告に基づき実施する。 ※ VII-04：物資輸送部受け持ち施設一覧表（別冊 P320 参照）

7 地域内輸送拠点

地域内輸送拠点は、すみだ保健子育て総合センター（多目的ホール）とする。供給時は、各避難所又は区施設とする。

第2節 飲料水等の供給

〔区、都水道局〕

災害時には、区民や事業所内で確保してある発災後3日分の備蓄水を活用する。区は、都水道局と協力して、以下により、早急に応急給水を実施する。

1 飲料水の応急供給

区及び都水道局は、発災後、できるだけ早期に給水所及び応急給水槽にて給水活動を行う。飲料水は、1日1人当たりの最低必要量（3ℓ）を供給する。

（1）災害時給水ステーション等での応急給水

災害時給水ステーション（給水拠点）等に確保した飲料水の応急給水を以下の要領で行う。

【災害時給水ステーション（給水拠点）での都区役割分担】

機関名	内 容
区	1 亀戸給水所及び南千住給水所 被災者への応急給水を区職員（災対救護部職員）が行う。 2 文花公園応急給水槽、両国公園（小規模応急給水槽）及び渋谷東公園（小規模応急給水槽） 応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を区職員（災対救護部職員）が行う。
都	亀戸給水所及び南千住給水所 施設被害等により、応急給水資器材の設置が必要な場合は、資器材設置を行う。

【白鬚東地区防災拠点（災害時給水ステーションのひとつ）での給水活動】

機関名	内 容
区	区職員（災対救護部職員）は、「白鬚東地区防災拠点における防災施設の管理及び防災機器の作動等に関する協定」に基づき、給水活動を行う。

【医療施設等への応急給水】

機関名	内 容
都	病院及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、区からの緊急要請（都災害対策本部経由）があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

(2) 災害時給水ステーションを補完する区の応急給水の実施

区は、災害時給水ステーション（給水拠点）における給水活動を補完するため、受水槽、プール、防災貯水槽、災害用井戸等の施設等を活用し、以下のとおり応急給水を行う。

- ア 学校受水槽から採水し、応急給水をする。
- イ 各給水拠点等から飲料水を給水車等で輸送し、避難所を中心に応急給水をする。
- ウ あらかじめ指定された消火栓等で、応急給水用仮設給水器材にて応急給水する。

2 生活水の供給

区民や事業所の水の汲み置きや学校のプール、防災貯水槽及び防災井戸等で確保した水を使用し、トイレ、洗濯、風呂などの生活用水に活用する。

(1) 雨水利用

雨水利用施設において貯留した雨水を、非常時の消火用水、トイレ洗浄水、風呂水及び洗濯用水などの生活用水に活用する。

(2) 既存水利の活用

「災害時における公衆浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定」「災害時における貯水の利用等に関する協定」の締結先の既存水利の活用を図る。

その他、避難所施設内マンホールトイレの洗浄用に設置を進めている深井戸も活用する。

第3節 燃料の供給

[区]

区は、「災害時における燃料の優先供給に係る協定」等を締結した、東京都石油商業組合台東・墨田支部や区内事業者から燃料等の石油類を調達する。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊 P207）＜再掲＞

第4節 義援物資の取扱い

[区]

1 義援物資の取扱い方針

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区は、上記報告や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

2 義援物資の受付・配分及び保管

- (1) 受領した義援物資については、寄託者に受領書を発行する。
- (2) 混載物資の内容物の分別は、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (3) 受領した義援物資については、すみだ保健子育て総合センター（多目的ホール）等に保管し、区が策定する配分計画に従って配分する。ただし、災害の状況によっては、他の公共施設等に集積所を設け保管する。

なお、配分作業は、ボランティア等の協力を得て実施し、混載物資の内容物を分別する体制の構築に努める。

第5節 緊急輸送対策

第1項 輸送車両等の確保

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス]

1 車両等の調達

区（総務隊庶務班）は、都、東京都トラック協会墨田支部、その他民間の協力のもとに緊急輸送に必要とする車両を調達する。さらに不足する場合は、都財務局経理部輸送課（都本部長室）に応援又は配車のあっせんを要請する。

また、道路交通網の麻痺に備え、船着場を活用した舟による水上輸送を行うための舟艇を、運行業者を通して調達する。

※ VII-05：区車両保有状況（別冊 P321 参照）

※ VII-06：緊急災害時車両供給会社一覧表（別冊 P322 参照）

2 車両等の配車

(1) 区（総務隊庶務班）は、調達した車両を緊急輸送に使用する配車計画を立てる。

(2) 区各隊において車両等を必要とするときは、総務隊庶務班に請求する。

※ VII-07：車両（舟艇）調達請求書（別冊 P323 参照）

(3) 総務隊庶務班は、供給先から調達し、請求隊に引き渡す。

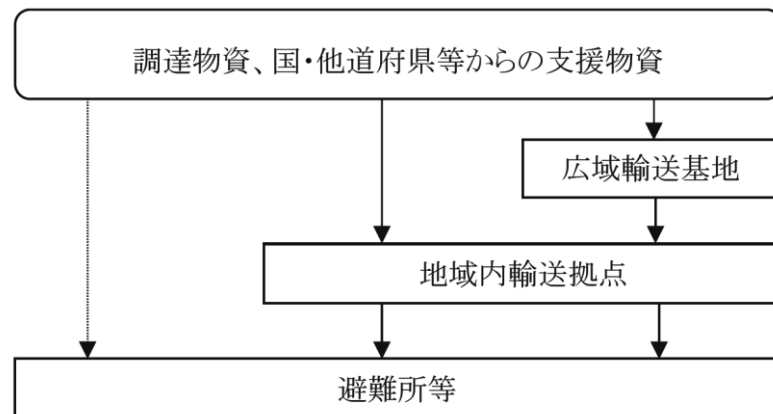
(4) さらに車両の必要が生じた場合に備え、東京都トラック協会墨田支部その他を通じて、当面待機させておく車両確保の依頼をする。

(5) 区各隊から車両の請求があった場合は、上記の待機車両の中から各隊へ引き渡し、必要によりさらに補充をしておく。

3 緊急輸送の実施

(1) 区（物資輸送隊）は、本部長室企画情報隊と協力して、避難所等への食品、医薬品及び生活必需品等の配分拠点となっている地域内輸送拠点を中心とした物資輸送計画を作成する。

【陸上搬送概念図】



※被害や物資の状況により、避難所へ輸送する場合もある。

- (2) 物資輸送計画に基づき、区（物資輸送隊）は、区（総務隊庶務班）による調達車両を主に、区所有車を併用した緊急輸送を実施する。
- (3) 車両等による輸送は、緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として行う。事前に緊急通行車両等として届け出を行い、車両に標章を掲出する。
- (4) 区が行う緊急輸送は、区災害対策本部を通じて、警察署や消防署が行う緊急輸送と連携を保って行う。

※ VII-08：災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章（別冊 P324 参照）

※ VII-04：物資輸送部受け持ち施設一覧表（別冊 P320 参照）＜再掲＞

4 防災関係機関の輸送計画

機関名	内 容
警 視 庁 第七方面本部 本 所・向 島 警 察 署	1 避難者の輸送その他緊急に必要な場合は、区災害対策本部と連絡のうえ調達する。 2 調達は、原則として区又は都災害対策本部を通じて行う。 ※ VII-09：警察署保有車両数等一覧表（別冊 P325 参照）
東 京 消 防 庁 第七消防方面本部 本 所・向 島 消 防 署	調達は、原則として消防署独自に行う。 ※ VII-10：消防署保有車両数等一覧表（別冊 P326 参照）

第2項 人員及び救助物資輸送

[区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス]

1 人員輸送

被災者の移送方法については、都福祉局が区と協議の上決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するものとする。

2 物資輸送

- (1) 災害用資器材は、災対物資輸送部又は災対建設部が輸送する。
- (2) 食料、生活必需品等は、区の地域内輸送拠点まで都福祉局が輸送し、引継ぎを受けた後は、災対物資輸送部及び協定事業者において輸送する。
- (3) 医薬品、衛生材料、防疫資材等は、区が設置する災害薬事センターまで都福祉局が輸送し、引継ぎを受けた後は、災対物資輸送部及び協定事業者において輸送する。
- (4) 物資の輸送に当たっては、自転車、リヤカー等、自動車以外の輸送手段も含むあらゆる手段を活用し、実施する。また、道路交通網の麻痺に備え、隅田川に整備された吾妻橋船着場のほか、内河川の船着場を活用した舟による水上輸送を活用する。
- (5) その他、区及び都各部局は、相互に協力して輸送を円滑、迅速に実施するものとする。

● 復旧対策

第1節 多様なニーズへの対応

〔区〕

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は変化していく避難者を把握し、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、女性用物資の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

第2節 炊き出し

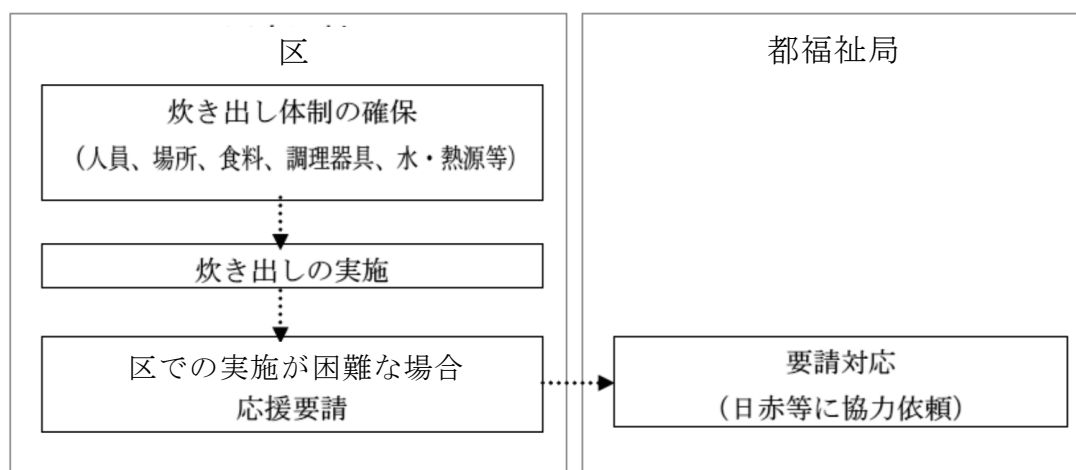
〔区〕

震災後およそ4日目以降には炊き出しにより給食する。区立小・中学校等の給食設備が被災して使用不能の場合は、区が煮炊きレンジ等を貸し出す。

炊き出しは、日赤奉仕団、民間団体、町会・自治会の住民防災組織、ボランティア等によるものとし、区（収容隊）が支援する。なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。また、献立等については、要配慮者等への配慮を含め、管理栄養士・栄養士等の協力を求める。

炊き出しその他による食料等の供給が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。

【炊き出しの業務手順】



第 3 節 水の安全確保

〔区〕

- 1 区は「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の衛生の確保を行う。
- 2 ライフライン復旧後、住民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認してから飲用に供するよう、適正に周知する。

第 4 節 生活用水の確保

〔区〕

- 1 避難所等における対応
被災後も断水が継続する場合には、学校のプール、防災貯水槽、災害用井戸等で生活用水を確保する。
- 2 事業所・家庭等における対応
上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、災害用井戸、河川水等によって水を確保する。